

事 務 連 絡
平 成 2 2 年 3 月 1 9 日

各地方厚生（支）局医療課 御中

厚生労働省保険局医療課

平成22年度診療報酬改定において新設された点数等の届出について

平成22年度診療報酬改定については、「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」（平成22年厚生労働省告示第69号）等の関係告示等が公布され、その円滑な施行に御尽力いただいているところですが、今般発出した関係通知の届出に係る部分の留意事項は下記のとおりであるので、遺漏なきようご対応をお願いいたします。

記

- 1 「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（平成22年3月5日保医発0305第2号）の第4の表1及び「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（平成22年3月5日保医発第0305第3号）の第4の表1には、新たに施設基準が創設されたことにより平成22年4月以降において当該点数を算定するに当たり届出の必要なものが列挙されているが、これらは例示であり、ここに規定されていないものであっても、特定集中治療室管理料の注2に規定する小児加算、地域連携診療計画退院時指導料（Ⅰ）の注2に規定する地域連携診療計画加算、コンピューター断層撮影（CT撮影）の16列以上のマルチスライス型の機器による場合、埋込型心電図記録計移植術、埋込型心電図記録計摘出術、肝門部胆管悪性腫瘍手術などについては、関係告示により地方厚生（支）局長への届出が必要とされていることから、その算定に当たっては、届出が必要となること。
- 2 「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」の第4の表2には、施設基準の改正により届出が必要なものとして、「小児入院医療管理料1（平成22年10月1日以降に限る。）」とあるが、これは同通知の別添4の第10の2の（4）のイ及びウの要件の経過措置について規定したものであり、平成22年度より新たに要件に加わった同エの要件（病院勤務医負担軽減計画の策定）については、平成22年4月以降も小児入院医療管理料1を引き続き算定する保険医療機関にあっては、様式13の2による届出が必要であること。